

都市公園法に基づく「都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例」（素案）の概要

1. 条例制定に当たっての国の基準

- ・都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）

2. 条例に定める基準の考え方

国の基準を参酌し、帯広市の現状を踏まえて基準を定めます。

3. 参酌すべき基準の概要

根拠法	項目	基準の内容	
		国の基準（参酌すべき基準）	市の基準
都市公園法	都市公園の配置及び規模の基準	地域特性に応じた都市公園の分布の均衡を図るとともに、その機能を十分発揮することができる敷地面積を定めること。 (基準例) 住民一人当たりの敷地面積の標準が10㎡以上	原則、国の基準どおりとするが、住民一人当たりの敷地面積については緑の基本計画と整合を図る。 →50㎡以上
	公園施設の設置基準(建ぺい率)	一の都市公園の公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の敷地面積に対する割合が100分の2を超えないこと。	国の基準どおり
	特例が認められる場合の建ぺい率の範囲	公園施設の建ぺい率の基準について、政令で定める特別の場合における建ぺい率の範囲を定めること。 ※特別の場合～休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等を設ける場合等	国の基準どおり

4. 国の基準と異なる項目

項目	基準	基準の内容		備考
		国の基準	市の基準	
都市公園の配置及び規模の基準	住民一人当たりの敷地面積の標準	都市計画区域 10㎡以上 市街地 5㎡以上	都市計画区域 50㎡以上	